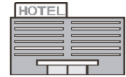




## 旅館業営業の許可申請について



旅館業を始めるためには、保健所長の許可が必要です。

また、営業しようとする建物は、「建築基準法」や「消防法」に適合している必要があります。

### 1 旅館業の種類

#### (1) 旅館・ホテル営業

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

#### (2) 簡易宿所営業

宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

#### (3) 下宿営業

施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

### 2 施設の基準と許可要件

営業施設については、受付設備、客室の構造、入浴設備など、宿泊者の安全と衛生確保に必要な設備等の基準が定められています(詳細は別紙)。

また、保健所による調査の結果、施設の構造設備が基準に適合していなかったり、申請者が旅館業法に違反して刑に処せられた経過がある・暴力団員である、といった場合には、許可を与えないことがあります。

### 3 許可申請に必要な書類等

#### (1) 旅館業営業許可申請書

#### (2) 申請手数料

旅館・ホテル営業 24,900 円 / 簡易宿所営業 21,100 円 / 下宿営業 21,100 円

#### (3) 添付書類

- ① 申請者が法人の場合は、定款または寄付行為の写し  
(「原本を謄写したものに相違ありません」と付記し、謄写年月日、法人の名称及び代表者氏名を記載)
- ② 営業施設の周囲 100 メートル以内の見取り図  
(縮尺が入っており、付近に学校等があれば記載されているもの)
- ③ 施設及び施設敷地内の建物等の配置図
- ④ 施設の構造設備がわかる各階平面図
- ⑤ 施設及び施設に付属する建物等の外壁及び屋根の形態、意匠等がわかる立面図【下宿営業は不要】  
(施設の四面がわかるもの。写真でも可)
- ⑥ 【旅館・ホテル営業の場合】玄関帳場や宿泊者の確認を行うための設備の詳細図
- ⑦ 暴力団排除条項に係る確認書(保健所が配布する用紙に記入)
- ⑧ 建築基準法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証(または検査済証交付証明書)
- ⑨ 消防法令適合通知書
- ⑩ 旅館業法施行規則第 5 条第 1 項第 4 号[\* 1(4)]に該当する施設にあっては、申請者が行おうとしている農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供内容を記載した書面

◇北海道室蘭保健所(北海道胆振総合振興局保健環境部保健行政室) 生活衛生課 環境衛生係

〒051-8555 室蘭市海岸町 1 丁目 4-1 むろらん広域センタービル

TEL:0143-24-9848

FAX:0143-23-1446